

条例に基づく上乘せ排水基準

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

1 川内川水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：川内川及びこれに接続する公共用水域

(1) 鶴田ダムから下流の川内川水域に係る上乘せ排水基準

(昭和48年3月30日公布，昭和48年4月1日施行)

区分	業種	項目及び許容限度						適用の日又は適用期間
		生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)		
		日間平均	日間最大	日間平均	日間最大			
この条例の施行の日前に設置されている特定事業場 (特定施設の設置の工事をしていないものを含む。)	パルプ、紙又は紙加工品製造業	排出水量130,000立方メートル以上のもの	50	65	60	80		昭和48年6月24日
		排出水量130,000立方メートル未満のもの	70	90	80	100		昭和48年6月24日から昭和49年12月31日まで
	食料品製造業	でん粉又は化工でん粉製造業	1,000	1,300	200	250		昭和48年6月24日
		蒸留酒又は混成酒製造業	300	390	150	200		昭和48年6月24日
		その他のもの	90	120	80	100		昭和48年6月24日
	製糸業		90	120	70	90		昭和48年6月24日
	採石業又は砂利採取業			250	300			昭和48年6月24日
	と畜場		60	80	80	100	3,000	昭和48年6月24日
	し尿処理施設のみを有するもの		30		50	70		昭和48年6月24日
	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業		30	40	40	60		昭和48年6月24日
その他のもの(豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものを除く。)		30	40	70	90		昭和48年6月24日	
この条例の施行の日以後の設置に係る特定事業場	採石業又は砂利採取業			150	200			
	し尿処理施設のみを有するもの		30	40	50	70		
	下水道終末処理場		15	20	40	60		
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40		
		排出水量1,000立方メートル未満200立方メートル以上のもの	30	40	40	60		
		排出水量200立方メートル未満のもの	60	80	70	90		
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40	3,000	
排出水量1,000立方メートル未満のもの		30	40	40	60	3,000		

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出水量が50立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 5 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていない者を含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する検定方法による検出値である。